

基準単価		(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業		
対象サービス種別		(1) 利用者は職員と接触があつた者に対する施設・事業所等との協力支援事業		
(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		(①) 以外の事業所であつて、居宅で生活している利用者に対して、「当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所 (※3)		
通所系	1 保健介護	1,978千円／事業所	② 感染症による大流行の発生点から必要があり、協力する施設・事業所等に対応した施設・事業所 (※4)	
	2 生活介護	631千円／事業所	・対象サービス：No.1からNo.29	
	3 自立訓練（機能訓練）	328千円／事業所	・対象サービス：No.1からNo.25	
	4 自立訓練（生活訓練）	223千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.10	
	5 職労移行支援	227千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	6 職労継続支援 A型	279千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	7 職労継続支援 B型	294千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	8 児童免童支援	271千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	9 医療型児童発達支援	172千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	10 放課後等デイサービス	257千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
短期入所	11 短期入所	146千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	12 施設入所支援	1,013千円／施設	・対象サービス：No.13からNo.15	
入所・居住系	13 共同生活援助（介護サービス包括型）	335千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	14 共同生活援助（日中サービス支援型）	359千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	15 共同生活援助（外部サービス利用型）	150千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	16 備付社宅支援・児入所施設	385千円／施設	・対象サービス：No.13からNo.15	
	17 医療型障害児入所施設	529千円／施設	・対象サービス：No.13からNo.15	
	18 居宅介護	101千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	19 重度訪問介護	175千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	20 行き便護	60千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
訪問系	21 行き便護	105千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	22 職労定着支援	35千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	23 自立生活支援	19千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	24 居宅訪問型児童発達支援	30千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	25 保育所訪問型支援	35千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	26 計画的支援	50千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	27 地域移行支援	36千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	28 地域定着支援	38千円／事業所	・対象サービス：No.13からNo.15	
	29 障害児相談支援	37千円／事業所	○ (1) ①、②に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急避難に係る費用、倒壊資金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険料の加入費用、帰宅困難職員の宿泊料、借宿者支拂費用、一時の要件に係る費用、自殺未遂費用 (別添2のとおり)、障害者支拂費用、施設・事業所の維持費用 (使用料) ・施設・事業所の運営費用 ・感染症による業務の処理費用 ・感染者又は感染者となる者があつた者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下のように利用者は、代替サービス提供期間の分に限る) ・代耕サービス提供費用に係る費用、割増食金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険料の加入費用 ・代耕物販売の減収費用 (使用料) ・代耕場所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代耕者や利用者宅への訪問費用 ・代耕者宅を訪問して施設管理や相談援助等を行つた緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・代耕できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用 (通信費用は除く) ○ (1) ③に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する事業所・施設等 (別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)	○ (1) ①、②に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急避難に係る費用、倒壊資金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険料の加入費用、帰宅困難職員の宿泊料、借宿者支拂費用、一時の要件に係る費用、自殺未遂費用 (別添2のとおり)、障害者支拂費用、施設・事業所の維持費用 (使用料) ・施設・事業所等の運営費用 ・感染者又は感染者となる者があつた者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下のように利用者は、代替サービス提供期間の分に限る) ・代耕サービス提供費用に係る費用、割増食金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険料の加入費用 ・代耕物販売の減収費用 (使用料) ・代耕場所や利用者宅への訪問費用 ・代耕者宅を訪問して施設管理や相談援助等を行つた緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・代耕できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用 (通信費用は除く) ○ (1) ③に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する事業所・施設等 (別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)
相談系	30 経費	18千円／事業所	○ (1) ①、②に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急避難に係る費用、倒壊資金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険料の加入費用、帰宅困難職員の宿泊料、借宿者支拂費用、一時の要件に係る費用、自殺未遂費用 (別添2のとおり)、障害者支拂費用、施設・事業所の維持費用 (使用料) ・施設・事業所等の運営費用 ・感染者又は感染者となる者があつた者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 (以下のように利用者は、代替サービス提供期間の分に限る) ・代耕サービス提供費用に係る費用、割増食金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険料の加入費用 ・代耕物販売の減収費用 (使用料) ・代耕場所や利用者宅への訪問費用 ・代耕者宅を訪問して施設管理や相談援助等を行つた緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・代耕できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用 (通信費用は除く) ○ (1) ③に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する事業所・施設等 (別添2のとおり、障害者支援施設等に限る)	

*1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。
 *2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施する事業所は、該当する施設・事業所等について基準額は、「新規コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の範囲が既に適用する場合」については、助成額の4倍の範囲にて算出することができる。
 *3 「居宅で生活している利用者」は、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供する場合に限る。
 *4 「事業運営」に基づき、職員が利用者の居宅又は代耕場所におけるサービスを提供している場合に限る。
 *5 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに於ける通常の障害福祉サービスの提供は想定されない場合を指す。